

重要事項説明書

この書面では、ソニー損保の新ネット火災保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

ご契約の内容は、「普通保険約款・特約」によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「重要事項説明書の補足事項」および「普通保険約款・特約」に記載しています。必要に応じて当社ウェブサイトをご参照いただくか、当社までお問合せください。ご契約者と被保険者が異なる場合には、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずご説明ください。

読み方ガイド

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項です。

注意喚起情報 ご契約に際してお客さまにとって不利益となる事項など、特にご注意いただきたい事項です。

青字の用語 次の **用語の説明** をご参照ください。

補足 このマークが記載されている項目は、**重要事項説明書の補足事項** に詳細を記載しています。

用語の説明

「重要事項説明書」および「重要事項説明書の補足事項」で使用している用語をご説明します。

契約年度	保険始期日より1年ごとの年度をいいます。
高額貴金属等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものをいいます。
ご契約者	ご契約の当事者として、保険契約を締結する方で、保険料のお支払い等、保険契約上の権利・義務を有する方をいいます。
再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
時価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額から使用による消耗分を差し引いた額をいいます。
地震等	地震・噴火またはこれらによる津波をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
配偶者	次のいずれかの方をいいます。 ・法律上の配偶者 ・婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方 ・戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態（同性パートナー）にある方（※）
被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
普通保険約款	基本の補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
保険金	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社がお支払いすべき保険金の限度額をいいます。
保険の対象	保険契約により補償される物をいいます。
保険料	ご契約者より保険契約に基づいて当社にお支払いいただく金銭をいいます。
申込画面等	当社ウェブサイトの「申込画面」をいい、保険契約申込書を含みます。

（※）同性パートナーの取扱いの詳細については当社までお問合せください。

契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の名称、仕組み

(1) 商品の名称 契約概要

ソニー損保の新ネット火災保険(火災保険 Type S)

(2) 商品の仕組み 契約概要

基本補償、地震の補償およびその他の補償は次のとおりです。
家財の補償有無は選択可能です。なお、家財のみを保険の対象とすることはできません。

基本補償	建物や家財の補償		火災、落雷、破裂・爆発	必須
			風災、雹災、雪災	
			水災	
			水ぬれ、外部からの物体の衝突など	
			盗難	
	費用の補償		地震火災費用	必須
			水道管凍結修理費用	
			損害防止費用	
	地震の補償		地震保険(原則自動セット) (*)ご希望により外すこともできます。	建物・家財ごとに 選択可
			地震危険等上乗せ補償特約(全半損時のみ) (※)	
その他の補償			破損・汚損損害等補償特約	建物・家財ごとに 選択可
			類焼損害・失火見舞費用補償特約	
			個人賠償責任補償特約	
			臨時費用保険金補償特約	

(※)地震危険等上乗せ補償特約(全半損時のみ)は「地震保険」をセットした場合にお選びいただけます。なお、この特約は地震保険ではなく火災保険の特約です。

2. 基本補償、保険の対象、保険金額の設定等

(1) 基本補償 補足 基本補償の概要(P.1)、費用の補償の概要(P.1) 契約概要 注意喚起情報

建物や家財の補償において損害保険金をお支払いする事故の概要および損害保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。
詳しくは普通保険約款をご確認ください。

補足 マークが記載されている項目は 重要事項説明書の補足事項 をご参照ください。 青字 で表示している用語については 用語の説明 (P.1) をご確認ください。

損害保険金をお支払いする事故の概要		損害保険金をお支払いしない主な場合
 火災、落雷、破裂・爆発	・火災（消防活動による水ぬれを含みます。） ・落雷 ・破裂・爆発	・ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ・地震等によって生じた損害 ・地震等による火災（延焼・拡大を含みます。）損害や火元の発生原因を問わず 地震等によって延焼・拡大した損害 ・保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、浸食、ひび割れ、はがれ、ねずみ食い、虫食い等 ・保険の対象の欠陥 ・火災などの事故の際の紛失・盗難の損害 ・外観上の損傷または汚損であって、保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・ご契約者または被保険者が所有または運転する車両等（※3）の衝突、接触
 風災、雹災、雪災	・台風、旋風、竜巻、暴風等の風災（※1） ・雹災 ・豪雪による雪の重み、落下等による事故または雪崩の雪災（※2） （※）建物の外側の部分（外壁、屋根等をいいます。）の破損を伴わない風、雨、雪、雹等の吹込みによって生じた損害を除きます。	
 水災	・台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって次のいずれかの損害が生じた場合 ・再調達価額の30%以上の損害 ・床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水による損害	
 水ぬれ、外部からの物体の衝突など	・次のいずれかの事故に伴う漏水、放水等による水ぬれ ・給排水設備に生じた事故 ・被保険者以外の方が占有する戸室で生じた事故 ・建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突等 ・建物内部での車両等（※3）の衝突、接触 ・騒擾等の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為	
 盗難	・強盗、窃盗またはこれらの未遂	

（※1）洪水、高潮等を除きます。
 （※2）融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
 （※3）自動車、原動機付自転車、自転車等をいいます。
 （※）上記の損害保険金以外に、事故によって発生する費用を**保険金**としてお支払いする場合があります。

(2)お支払いする損害保険金の額 補足 **基本補償の概要(P.1)** **契 約 概 要** **注意喚起情報**

お支払いする損害保険金の額は、次のとおりです。
 損害額は**再調達価額**を基準に決定し、残存物取片づけ費用・損害範囲確定費用・仮修理費用を含みます。（**高額貴金属等**については**時価額**が基準となります。）

お支払いする損害保険金の額		
建物	全損の場合（※1）	保険金額 の1.1倍を限度とし、次のいずれか高い額を損害保険金として、お支払いします。 ・ 保険金額 （※2） ・損害額（※3）
	上記以外の場合	保険金額 の1.1倍を限度とし、次の額を損害保険金として、お支払いします。（※3） 損害額 － 免責金額(自己負担額)（※4）
家財	下記以外の場合	保険金額 の1.1倍を限度とし、次の額を損害保険金として、お支払いします。（※5） 損害額 － 免責金額(自己負担額)（※4） （※） 高額貴金属等 の損害額が1個または1組ごとに30万円を超える場合は、その損害額を30万円とみなします。
	生活用の通貨・預貯金証書の盗難の場合	次の金額を限度とし、損害額を損害保険金として、お支払いします。 ・生活用の通貨：1敷地内ごとに20万円 ・生活用の預貯金証書：1敷地内ごとに200万円または家財の 保険金額 のいずれか低い額

（※1）損害額から残存物取片づけ費用・損害範囲確定費用・仮修理費用を除いた額が**再調達価額**の80%以上の場合をいいます。
 （※2）**保険金額**が**再調達価額**の130%を超える場合は、**再調達価額**となります。
 （※3）残存物取片づけ費用・損害範囲確定費用・仮修理費用を除いた額は、**保険金額**（※2）を限度とします。
 （※4）免責金額(自己負担額)は「なし」、「3万円」、「5万円」、「10万円」よりお選びいただきます。ただし、「なし」、「3万円」をお選びいただいた場合の「水ぬれ、外部からの物体の衝突など」の免責金額(自己負担額)は「5万円」となります。
 （※5）残存物取片づけ費用・損害範囲確定費用・仮修理費用を除いた額は、**保険金額**を限度とします。
 （※）上記以外に費用の補償や**特約**では、お支払いする**保険金**の限度額や免責金額(自己負担額)が異なる場合があります。

床上浸水による損害保険金の支払いを受ける場合のご案内

保険の対象である建物が、水災によって床上浸水を被った場合には、**保険金額**の5%を損害保険金の一部として、損害額の確定に先行して、支払いを受けることが可能です。ただし、1敷地内ごとに100万円が限度となります。

保険の対象である建物について損害保険金の支払いを受ける場合のご注意

被保険者は、**保険の対象**である建物について損害保険金の支払いを受ける場合には、損害が生じた日の翌日から3年以内に**保険の対象**を損害発生直前の状態に復旧しなければなりません。当社は、**被保険者**が**保険の対象**を復旧した後に損害保険金を支払います。(※)
ただし、あらかじめ復旧することをお約束いただき、当社が認めた場合については、復旧前に損害保険金をお支払いします。また、全損の場合または法令による規制その他やむを得ない事情があると当社が認めた場合には、**保険の対象**を復旧しないときであっても損害保険金をお支払いします。

(※)「床上浸水による損害保険金の支払いを受ける場合のご案内」に記載の方法で、支払いを受ける金額を除きます。

(3) 主な特約の概要 補足 主な特約の概要 (P.2) 契 約 概 要

特約名	概要
 破損・汚損損害等補償特約	基本補償で補償する事故以外の不測かつ突発的な事故によって、 保険の対象 に損害が生じた場合に、 保険金 をお支払いします。 (※) 免責金額は基本補償でお選びいただいた金額と同額です。ただし、基本補償で「なし」、「3万円」をお選びいただいた場合は、「5万円」となります。
 地震危険等 上乗せ補償特約 (全半損時のみ)	地震保険によって全損、大半損または小半損として 保険金 をお支払いする場合に、地震保険による 保険金 と同額をお支払いします。 (※) 地震保険の「一部損」の場合は、この 特約 では補償されません。 (※) 地震保険による 保険金 と合算で 再調達価額 (※1)を超える場合は、合算で 再調達価額 が限度となります。
 類焼損害・ 失火見舞費用補償 特約	保険の対象 となる建物等から発生した火災・破裂・爆発により、近隣の住宅・家財等に損害が発生した場合に、その損害額や見舞金の費用を補償します。
 個人賠償責任補償 特約	次の事故により、他人にケガをさせたり、死亡させたことや、他人の財物に損害を与えたことまたは電車等が運行不能になったことで、法律上の損害賠償責任を負った場合に 保険金 をお支払いします。 ・住宅(※2)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ・ 被保険者 の日常生活に起因する偶然な事故
 臨時費用保険金 補償特約	基本補償の損害保険金をお支払いする場合に、基本補償の損害保険金の10%を臨時費用保険金としてお支払いします。 (※) 1敷地内ごとに100万円が限度となります。

(※1) **保険の対象**が建物である場合で、地震保険によって全損として**保険金**が支払われるときは、**再調達価額**の130%とします。

(※2) 次のいずれかの住宅をいいます。

- ・個人賠償責任補償特約における本人が居住する住宅
- ・**保険の対象**となる住宅

(4) 補償の重複 注意喚起情報

次の**特約**のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる**特約**や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、**特約**の対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは**保険金**が支払われない場合があります。それぞれのご契約の補償内容の違いや**保険金額**をご確認いただき、**特約**の可否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

なお、一つのご契約のみに**特約**をセットしている場合に、転居等によりご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により**被保険者**が補償の対象外になったときなどは、**特約**の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性がある主な特約>

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
火災保険の個人賠償責任補償特約	自動車保険等の個人賠償責任補償特約
火災保険(建物のご契約)の類焼損害・失火見舞費用補償特約	火災保険(家財のご契約)の類焼損害補償特約

(5) 保険の対象 契約概要

保険の対象は、次のとおり「建物」および「家財」となります。
(*) 家財の補償有無は選択可能です。なお、家財のみを保険の対象とすることはできません。

保険の対象の概要	
建物	被保険者が所有している「住居にのみ使用される建物(※1)(※2)」となります。(ご契約者の指定に基づき保険証券(継続証)または当社ウェブサイトの契約内容照会画面に表示される建物をいいます。) (*) 分譲マンション等の区分所有建物の場合、保険の対象となる建物には「共用部分」は含みません。ただし、バルコニー等の専用使用権付共用部分は、管理組合の規約に基づき被保険者に修復の義務が生じたときは、保険の対象に含みます。 (*) 保険の対象となる建物に付属する次の物のうち、被保険者の所有するものは、保険の対象となる建物に含みます。 ・畳、建具その他これらに類する物 ・電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの ・浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの ・門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物 (*) 井戸、物干、外灯、立水栓、散水機等の地面等に固着されている屋外設備・装置は保険の対象に含みません。
家財	保険の対象となる建物に収容される家財で、被保険者または被保険者と生計を共にする親族の所有するものとなります。ただし、次の物は、保険の対象となる家財には含みません。 ・通貨、小切手、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、乗車券等その他これらに類する物(※3) ・商品・製品、業務用の設備・什器 ・自動車およびその付属品 ・動物、植物等の生物 ・データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物 等

(※1) 以下のケースは「住居にのみ使用される建物」に該当しないため、お引受けできません。
・事務所や寮、店舗などに使用している建物
・販売用の商品・製品、業務用の設備・什器等が常時保管されている建物
・長屋(テラスハウス)等の共同住宅において、他の戸室が事務所や店舗となっている建物(※4)
・自ら住む予定がなく、賃貸入居者も募集していない建物(空家)
・民泊などの住宅宿泊事業を行う建物

(※2) 保険期間の途中で上記(※1)のケースに該当する建物になった場合などは、当社ではお引受けできず、ご契約は解除となります。

(※3) 生活用の通貨・預貯金証書は、盗難の場合に限り保険の対象に含みます。

(※4) 建物の用途は「建物全体」で判定します(例:長屋(テラスハウス)等の共同住宅の場合、他の戸室も含めて判定します)。ただし、分譲マンション等の区分所有建物で建物の構造(柱の種類)がコンクリート造に該当する場合等は、「専有部分」で判定することもできます。

(6) 保険金額の設定 契約概要

保険金額は次のとおり設定します。実際にご契約いただく保険金額については、申込画面等にてご確認ください。

保険金額の設定方法	
建物	評価額(再調達価額)と同額で設定します。
家財	再調達価額を限度に、100万円以上、10万円単位で設定します。

(7) 主な付帯サービスについて

すべてのご契約に住まいの緊急かけつけサービスがセットされます。サービスの内容については、保険証券(継続証)に同封の書類または当社ウェブサイトをご参照ください。
*本サービスは利用規約に基づき提供されます。

(8) 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

保険期間(※)	建物の築年数が40年未満の場合:1年~5年の整数年 建物の築年数が40年以上の場合:1年 ただし、住宅ローンを申込んだ金融機関が取扱代理店の場合は、2年~5年の範囲で、住宅ローン融資期間に応じた期間となります。
補償の開始	保険始期日の午後4時(申込画面等にこれと異なる時刻が表示されている場合は、その時刻となります)
補償の終了	満期日の午後4時

(※) 地震保険および地震危険等上乗せ補償特約(全半損時のみ)の保険期間は次のとおりです。ご契約者または当社から別段の意思表示がない場合、いずれも火災保険の満期日まで自動的に継続します。なお、火災保険が保険期間の途中で終了した場合は、地震保険および地震危険等上乗せ補償特約(全半損時のみ)も同時に終了します。

地震危険等上乗せ補償特約(全半損時のみ)	地震保険の保険期間	地震危険等上乗せ補償特約(全半損時のみ)の保険期間
セットあり	1年	1年
セットなし	火災保険の保険期間と同一	—

3. 保険料の決定の仕組みとお支払方法等

(1) 保険料の決定の仕組み 補足 火災保険の割引について (P.3)、保険の対象となる建物の構造級別について (P.7) 契約概要

保険料は、保険金額、保険期間、支払方法、建物の所在地・構造・築年数、割引等によって決まります。実際に契約する保険料については、申込画面等にてご確認ください。

(2) 保険料のお支払方法 契約概要 注意喚起情報

保険料のお支払方法は次のとおりです。

支払方法		クレジットカード払	銀行振込	払込票(※1)
一括払		○	○	○
分割払	年払	○	×	×
	月払(※2)(※3)	○	×	×

○:お選びいただけます。 ×:お選びいただけません。

(※) 保険期間が2年以上の場合、保険期間が1年のときに比べ、1年あたりの保険料は保険期間・お支払方法に応じて安くなります。

(※1) 郵便局、所定の銀行・コンビニエンスストアまたはスマホ決済にてお支払いいただけます。

(※2) 月払の場合、ご契約の際に第1回分割保険料として、年間保険料の2/12をお支払いいただきます。第2回以降の分割保険料は、年間保険料の1/12を毎月の払込期日までにお支払いいただきます。なお、クレジットカード会社の口座引落しの手続日の関係により、2回分のお引落しがまとめて発生する場合があります。

(※3) 月払保険料が3万円を超える場合、月払を選択することはできません。また、ご契約後に契約内容を変更したことによって月払保険料が3万円を超えた場合も同様です。

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

① 保険料は、所定の払込期日までにお支払いください。所定の払込期日までにお支払いがない場合、事故が発生しても保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除することがあります。(※)

② 第2回以降の分割保険料は、所定の期日に当社がクレジットカードの有効性等の確認を行うことで、領収に代えさせていただきます。クレジットカードの解約等により、有効性等が確認できない場合には、その期日後に発生した事故に対しては保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除することがあります。(※)

(※) ご契約にセットされた特約により払込猶予期間が設定されている場合は、その規定によります。

4. 地震保険の取扱い

(1) 商品の仕組み 契約概要 注意喚起情報

地震保険は、火災保険とあわせてご契約ください。地震保険を単独で契約することはできません。地震保険のご契約を希望されない場合には、申込画面等において地震保険がセットされていないことをご確認ください。

(2) 補償内容 補足 損害の認定基準について (P.3) 契約概要 注意喚起情報

地震等を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって建物、家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従って行います。

損害の程度	保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額
	建 物	家 財	
全 損	主要構造部(※)の損害額が建物の時価額の50%以上	家財の損害額が家財の時価額の80%以上	地震保険の保険金額の全額(時価額が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上		
大半損	主要構造部(※)の損害額が建物の時価額の40%以上50%未満	家財の損害額が家財の時価額の60%以上80%未満	地震保険の保険金額の60%(時価額の60%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の50%以上70%未満		
小半損	主要構造部(※)の損害額が建物の時価額の20%以上40%未満	家財の損害額が家財の時価額の30%以上60%未満	地震保険の保険金額の30%(時価額の30%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の20%以上50%未満		
一部損	主要構造部(※)の損害額が建物の時価額の3%以上20%未満	家財の損害額が家財の時価額の10%以上30%未満	地震保険の保険金額の5%(時価額の5%が限度)
	全損・大半損・小半損に至らない建物が床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水		

(※) 基礎、柱、壁、屋根等をいいます。

(※) 1回の地震等(※1)による損害保険会社全社で算出された保険金の総額が12兆円(※2)を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。

お支払いする保険金 = 算出された保険金の額 × $\frac{12兆円(※2)}{\text{算出された保険金の総額}}$

(※1) 72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

(※2) 2024年3月現在

(3) 保険金をお支払いしない主な場合等

契約概要

注意喚起情報

- ・保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- ・地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後生じた損害
- ・門・塀・垣のみに生じた損害
- ・損害の程度が一部損に至らない損害 等

(4) 保険期間

契約概要

P.5の「保険期間および補償の開始・終了時期」をご参照ください。

(*) 火災保険の保険期間の途中から地震保険をご契約いただくこともできます。

(5) 引受条件(保険の対象、保険金額の設定、保険料決定の仕組み等)



警戒宣言発令後の地震保険の取扱いについて(P.6)、地震保険の割引について(P.6)

契約概要

- ・地震保険の対象は、「居住用建物」および「家財」です。これらに該当しない場合は保険の対象とすることはできませんのでご注意ください。
- ・次の物は地震保険の対象に含みません。

- ・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- ・自動車
- ・高価貴金属等
- ・稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ・商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

・地震保険の保険金額は、建物、家財ごとに、火災保険の保険金額の30%～50%の範囲内で設定してください。ただし、他の地震保険契約と合算して、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。

・地震保険の保険料は、保険金額のほかに建物の所在地・構造により異なります。また、所定の確認書類のご提出により、免震・耐震性能に応じた免震建築物割引、耐震等級割引、耐震診断割引、建築年割引を適用できる場合があります。実際にご契約いただく保険料については、申込画面等にてご確認ください。

(*) 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、東海地震にかかる地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および増額契約(地震保険金額を増額して継続する契約をいいます。)はお引受けできませんのでご注意ください。

5. 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II 契約締結時におけるご確認事項

1. 告知義務(申込画面等の入力上の注意事項)

注意喚起情報

- ・ご契約者または被保険者には、ご契約時に、お引受けに関する重要な事項として、申込画面等で当社が告知を求めた事項に正しく告知いただく義務(告知義務)があります。
- ・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失により告知した内容が事実と違っている場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いしないことがあります。申込画面等の入力内容を必ずご確認ください。

- (告知事項) ①保険の対象の所在地、物件所在地(水災リスク用)
②保険の対象となる建物の建物区分、建築年月、面積、用法、構造・耐火性能
③他の保険契約等の有無 ④地震保険の割引に関する事項

2. クーリングオフ

注意喚起情報

保険証券(継続証)または「火災保険契約 手続完了のご案内」を初めて受取った日から、その日を含めて8日以内であれば、クーリングオフ(申込みの撤回または契約の解除)ができます。クーリングオフのお申出をする場合は、次の方法に従ってお手続きをお願いします。なお、クーリングオフの場合には、すでにお支払いいただいた保険料は返還します。

- (1) 保険証券(継続証)または「火災保険契約 手続完了のご案内」を初めて受取った日から、その日を含めて8日以内に当社まで郵便(封書またはハガキ)またはEメールでお申出ください。郵便の場合はお送りいただいた書面の消印日、Eメールの場合は送信日をお申出日とさせていただきます。なお、期限を過ぎた場合にはクーリングオフができませんのでご注意ください。
- (2) 書面またはEメールには、次の記入例の①～⑦の必要事項をご記入ください。

- (*) 電話・FAX等でのお申出は承ることができませんのでご注意ください。
- (*) 保険金をお支払いする事故がすでに発生しているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフをお申出いただいた場合には、お申出がなかったものとしてお取扱いたします。
- (*) 上記にかかわらず、ご契約が住宅ローン等の金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するためのものである場合には、ご契約後にクーリングオフができませんので、ご注意ください。

記入例

下記の契約をクーリングオフします。
〒XXX-XXXX XXXXXXXXXXXXXXX
ソニー タロウ
曾二位 太郎
TEL XX-XXXX-XXXX
保険証券等受取日 20XX年X月X日
証券番号 XXXXXXXX
保険料返還口座
〇〇銀行〇〇支店 普通 XXXXXXXX
口座名義 曾二位 太郎

- ①保険契約の申込みを撤回または契約を解除する旨のお申出
- ②ご契約者の住所(郵便番号、アパート・マンション名、部屋番号までご記入ください。)
- ③ご契約者のお名前、フリガナ(フルネームでご記入ください。)
- ④ご契約者の電話番号(ご自宅、携帯電話または勤務先)
- ⑤保険証券等受取日(お手元に保険証券(継続証)または「火災保険契約 手続完了のご案内」が到着した日)
- ⑥証券番号(保険証券(継続証)または当社ウェブサイトの「ご契約者ページ(マイページ)」の契約内容照会画面等をご覧ください。)
- ⑦保険料返還口座(必ずご契約者本人名義の銀行・信用金庫・信用組合の口座をご指定ください。)

宛 先

郵便の場合 〒144-8721 東京都大田区蒲田5-37-1 アロマスクエア11F
ソニー損害保険株式会社 カスタマーセンター 火災保険グループ 行

Eメールの場合 fire-direct@web.sonysonpo.co.jp

III 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等

注意喚起情報

(1)通知義務

ご契約後に次のような事実が発生した場合には、遅滞なく当社カスタマーセンターまでご連絡の上、当社からの案内に沿ってお手続きください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いしないことがありますので、十分ご注意ください。

- ・保険の対象となる建物の構造・用法を変更した場合
- ・保険の対象となる家財を引越し等により他の場所に移転した場合
- ・P.7の「告知事項」①・②・④に変更があった場合

(※)これらの事実が発生した結果、「住居にのみ使用される建物」ではなく、P.5の「保険の対象」に該当しなくなった場合には、当社ではお引受けできず、ご契約は解除となります。

(2)保険の対象の価額が増加または減少した場合

ご契約後に次のような変更が生じた場合には、遅滞なく当社カスタマーセンターまでご連絡の上、当社からの案内に沿ってお手続きください。保険の対象の価額が増加または減少した場合、価額を再評価のうえ保険金額を変更します。ご連絡がない場合には、保険金を削減してお支払いすることがあります。なお、保険の対象の価額の増加により保険金額が当社の定める基準(※)を上回った場合には、当社ではお引受けできず、ご契約は解除となります。

- ・保険の対象となる建物の増築・改築・一部取りこわし
 - ・このご契約で補償されない事故による保険の対象の一部滅失
- (※)当社の定める基準はウェブサイトに掲載しています。

(3)その他のご連絡いただきたい事項 補足 契約内容の変更について(P.8)

ご契約後に次のような変更が生じた場合には、遅滞なく当社カスタマーセンターまでご連絡の上、当社からの案内に沿ってお手続きください。

- ・ご契約者の住所・通知先を変更するとき
- ・保険の対象となる建物を譲渡・売却・建替え・買替えるとき(建物の譲渡に伴い、ご契約に適用される普通保険約款・特約に関する権利および義務も譲渡される場合は、あらかじめ当社への承認の請求手続が必要となります。)
- ・特約の追加・削除等、保険契約の条件を変更するとき(条件変更の内容によっては、次の保険始期起当日からの変更となる場合があります。)

2. 解約返還保険料 補足 ご契約を解約・解除する場合(P.8)

契 約 概 要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、当社カスタマーセンターまでご連絡の上、当社からの案内に沿ってお手続きください。

原則として保険期間のうち未経過であった期間に応じて保険料を返還します。

(※)ご契約を解約する場合、一括払や年払のご契約の方が、月払のご契約よりも、お支払いいただく保険料(解約までにお支払いいただいた保険料と返還保険料の差額)が多くなる場合があります。

IV その他ご留意いただきたいこと

1. 個人情報の取扱いについて

注意喚起情報

(1)法令等の遵守

当社は、個人情報を取扱う際に、個人情報の保護に関する法律その他個人情報保護に関する諸法令に関し個人情報保護委員会および所管官庁が公表するガイドライン類に定められた義務、ならびに当社のプライバシーポリシーを遵守します。

(2)個人情報の利用目的

当社は、本保険契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本保険契約の管理・履行、適正な保険金等の支払い、再保険契約の締結、再保険金の請求、他の保険・金融商品(銀行代理業等に関する商品を含む)の案内・募集・契約締結の媒介、付帯サービスの案内・提供、アンケートの実施や商品・サービスの開発等の目的の達成に必要な範囲内において利用します。

また、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用

は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

(3)個人情報の提供・取扱いの委託、取得

①当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、本保険契約に関する個人情報を、業務委託先(保険代理店を含む)、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先、他の損害保険会社、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、再保険会社等(外国にある事業者を含む)に提供し、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

②当社は、第三者である広告配信事業者(外国にある事業者を含む)に対し、当社の保有するお客さまの個人情報を提供し、当該広告配信事業者においてマッチングを行った結果に基づいて、当社取扱商品のご案内のための広告を配信することがあります。提供先となる広告配信事業者が、これらの情報を広告配信以外の目的で利用することはありません。

補足 マークが記載されている項目は **重要事項説明書の補足事項** をご参照ください。 **青字** で表示している用語については **用語の説明** (P.1) をご確認ください。

- ③提供先が外国にある事業者の場合の当該外国の名称や当該外国における個人情報の保護に関する制度等については、当社のプライバシーポリシーをご確認ください。
- ④当社は、第三者から個人関連情報(趣味嗜好カテゴリやウェブサイトの閲覧履歴・広告閲覧履歴、その他インターネット利用時の行動に関する情報、属性情報(性別、年齢、家族構成、職業、お住まいのエリア等が含まれます))の提供を受け、当社が保有する個人データと紐づけたうえで、当社または当社代理店が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施、市場調査・データ分析の実施等ならびにそれによる商品・サービスの開発を達成するために利用することがあります。

(4) ソニーフィナンシャルグループでの共同利用

当社は、ソニーフィナンシャルグループが提供する各種金融商品やサービスの企画・開発等のため、ソニーフィナンシャルグループ株式会社ならびにその連結対象会社および持分法適用会社のうち個人情報保護法27条5項3号に基づく对外告知を実施済みの会社との間で、お客さまの個人データを共同利用します。

当社のプライバシーポリシー、個人情報の取扱いに関する詳細、当社取扱商品・サービス内容等については、当社ウェブサイト(<https://www.sonysonpo.co.jp/>)をご覧ください。

2. 取扱代理店の権限

注意喚起情報

当社取扱代理店は、保険契約締結の媒介のみを行います。(締結代理権および告知受領権は有しません。)

3. 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合等には、**保険金**、解約返還保険料のお支払いが一定期間凍結されることや、金額が削減されることがあります。
- ・当該経営破綻の場合、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。ご契約(※)による**保険金**および解約返還保険料は、原則として80%(破綻後3ヵ月以内に発生した保険事故に関する**保険金**は100%)補償されます。
- ・(※)地震危険等上乗せ補償特約(全半損時のみ)を含みます。
- ・地震保険は原則として100%補償されます。

4. 重大事由による解除等

- ・**ご契約者**または**被保険者**が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合、当社は書面による通知をもってご契約を解除することがあります。
- ・ご契約を解除した場合、これら事由が生じた時から解除するまでに発生した事故による損害に対しては**保険金**をお支払いしません。
- ・その他、**普通保険約款・特約**に基づき、ご契約が取消・無効・解除となる場合があります。

5. 継続契約について

補足

「保険契約の継続に関する特約」について(P.8)

すべてのご契約に「保険契約の継続に関する特約」を自動セットしており、満期日の14日前の日までに**ご契約者**または当社のいずれか一方から別段の意思表示がない場合、ご契約は自動的に継続されます。当社が、**普通保険約款・特約**、保険料率等を改定した場合、改定日以降を保険始期日とする継続契約には、その保険始期日における**普通保険約款・特約**、保険料率等を適用します。そのため、継続契約の補償内容や**保険料**が継続前のご契約と異なることや、ご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

6. 事故が起こった場合

補足

保険金請求に必要な書類について(P.9)

保険金の請求にあたり、**普通保険約款・特約**に定める書類のほか、所定の書類等をご提出いただくことがあります。

なお、住宅修理に関し、「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」などと勧誘する業者とのトラブルにご注意ください。

火災保険の対象となる事故が生じましたら、ご自身で当社にご連絡のうえ、**保険金**の請求手続を行ってください。

7. 災害が起こった場合のお引受けについて

当社は、自然災害の発生状況に応じて、新規契約のお引受け、**特約・保険の対象**の追加等を制限させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

8. 当社が取扱う保険商品について

本商品は預金ではありません。また、元本の保証はなく預金保険制度の対象ではありません。

■当社へのお問合せ等

ご契約のお手続きに関するお問合せ

0120-957-930

9:00~18:00
(年末年始を除く)

当社へのご意見・苦情等

0120-101-656

9:00~17:30
(土・日・休日を除く)

■指定紛争解決機関

注意喚起情報

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申立てを行うことができます。詳しくは、日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

日本損害保険協会
そんぽADRセンター

0570-022808

ナビダイヤル(有料)

受付時間: 休日および12/30~1/4を除く
月~金 9:15~17:00

補足

マークが記載されている項目は **重要事項説明書の補足事項** をご参照ください。 **青字** で表示している用語については **用語の説明** (P.1) をご確認ください。